

さいたま市水道局企業管理規程第12号

さいたま市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年7月9日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

さいたま市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員就業規程（平成１３年さいたま市水道部企業管理規程第２３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（介護に係る職員に対する意向確認等）</u> <u>第２５条の２ 管理者は、職員が配偶者等、父母、子、配偶者等の父母、祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者等の祖父母、配偶者等の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者等の子又は孫が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>２ 管理者は、職員に対して、当該職員が４０歳に達した日の属する年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第２５条の３ 管理者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> <u>（育児休業等）</u> <u>第２６条 職員の育児休業、部分休業及び育児短時間勤務については、さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成１３年さいたま市条例第３０号）の例による。</u>	（育児休業等） 第２６条 職員の育児休業及び部分休業については、さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成１３年さいたま市条例第３０号）の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。